

青森県報

第三千四百四十九号

平成二十三年
十月十一日
(火曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……一
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……一
- 障害者自立支援法による障害者支援施設の指定……………(同) ……二
- 道路の区域の変更……………(道路課) ……三
- 建築基準法による指定確認検査機関の指定の一部改正……………(建築住宅課) ……三
- 建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の住所及び構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地変更の届出……………(同) ……三
- 出先機関……………(中南地域) ……四
- 土地改良区の役員の就任及び退任……………(県民局) ……四

告 示

青森県告示第七百九十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十三年十月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類	居宅サ ビス事業を行う 事業所	指 定 年 月 日
有限会社サ ントーヨー 住器	三戸郡三戸町大 字川守田字東張 渡二二	特定福祉 用具販売	有限会社サ ントーヨー 住器	平成 二〇・一

青森県告示第八百号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十三年十月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サ ビス事業 事業者	介護予 防サ ビス の種類	行 う 事 業 所	指 定 年 月 日
名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	名 称 所 在 地	
有限会社サ ントーヨー 住器	三戸郡三戸町大 字川守田字東張 渡二二	有限会社サ ントーヨー 住器	平成 二〇・一

青森県告示第八百一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十三年十月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

す。

平成二十三年十月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	設 置 の 場 所	指 定 年 月 日
いちい寮	八戸市大字松館字在家山谷一九の三	平成三〇・一
障害者支援施設 大東ヶ丘サント ピアホーム	五所川原市金木町芦野三六三の五八	"
障がい者支援施設 設内潟療護園	北津軽郡中泊町大字田茂木字若宮一九三三	"
第二つちがた	五所川原市大字漆川字浅井二二四の一	"

青森県告示第八百三三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成二十三年十一月十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間		敷地の幅員	敷地の延長	備考
			前	後			
1	国 道	三四〇号	八戸市大字沢里字二ツ屋一の五四から 八戸市大字沢里字二ツ屋三の三一まで	八戸市大字沢里字二ツ屋一の五四から 八戸市大字沢里字二ツ屋三の三一まで	一〇〇・四〇メートルから 一〇〇・八〇メートルまで	一八五・一〇メートル	
2	国 道	四五四号	三戸郡新郷村大字戸来字雨池一の九八から 三戸郡新郷村大字戸来字雨池一の九八まで	三戸郡新郷村大字戸来字雨池一の九八から 三戸郡新郷村大字戸来字雨池一の九八まで	一四・三〇メートルから 七九・六〇メートルまで	二八・四〇メートル	

青森県告示第八百四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の二十一第三項の規定により、平成十一年七月二十一日青森県告示第五百十四号（建築基準法による指定確認検査機関の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

表中「青森市本町二丁目九の一七青森県中小企業会館内」を「青森市本町四丁目五の五」に改める。

青森県告示第八百五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の三十五の五第二項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関から住所及び構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第三項の規定によ

り公示する。

平成二十三年十月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称	住所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	変更年月日
変更前	株式会社建築住宅センター	青森市本町二丁目九の一七青森県中小企業会館内	同上	平成二十三年十月一日
変更後		青森市本町四丁目五の五	同上	

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、石川土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十三年十月十一日

中南地域県民局長 川 村 昌 廣

区役員の別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	斎藤 秀弥	弘前市大字石川字長者森七七の二	平成三・九・二就任
〃	小笠原 求	字石川七五の一	〃
〃	秋元 定三	字岸田八二の二	〃
〃	工藤 正川	字石川二	〃
〃	斎藤 鉄男	字村元四五	〃
〃	工藤 武俊	字春仕内一八の四	〃
〃	斎藤 新一	大字堀越字柳田一五五の一	〃
〃	下山 昭弘	字柏田七三の三	〃
〃	斎藤 隆	〃 七〇	〃
〃	池田 治樹	大字大沢字稲元川原四三の一	〃
〃	小田桐 宏	字下村元六四の四	〃
理事	斎藤 秀弥	大字石川字長者森七七の二	三・九・二退任
〃	工藤 正川	字石川二	〃
〃	斎藤 鉄男	字村元四五	〃
〃	工藤 武俊	字春仕内一八の四	〃
〃	小笠原 求	字石川七五の一	〃
〃	秋元 定三	字岸田八二の二	〃
〃	下山 昭弘	大字堀越字柏田七三の三	〃
〃	斎藤 新一	字柳田一五五の一	〃
〃	斎藤 隆	字柏田七〇	〃
〃	工藤 良助	大字石川字石川一〇三の二	〃
〃	池田 治樹	大字大沢字稲元川原四三の一	〃

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭